

平成20年度 第2回 広島市公共事業（建設関係局所管）評価監視委員会
再評価審議対象事業一覧表

事業種別	事業名	事業区分	事業箇所	事業期間 ※1	再評価理由 ※2	一定期間が経過した理由等
河川事業	一級河川 小河原川 都市基盤河川 改修事業	国庫 補助 事業	東区 福田六丁目 ～ 同区 福田五丁目	平成9年度 ～ 平成29年度	④ 注1	下流側河川事業と調整したため
	準用河川 岩上川 改修事業	国庫 補助 事業	安佐北区 落合南三丁目 ～ 同区 落合南五丁目	平成元年度 ～ 平成29年度	④	厳しい財政状況により進捗調整したため
道路事業	一般国道 488号 東山バイパス	国庫 補助 事業	佐伯区湯来町 大字多田	平成5年度 ～ 平成27年度	④	平成27年度の事業完了を目指しているため

※1 事業期間とは、事業費が予算化された年度から完成予定年度までとする。

※2 ①：事業が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業

②：事業が予算化された後、10年間を経過した時点で継続中の事業

③：事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業（大規模な国庫補助事業に限る。）

④：再評価実施後、5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業

注1：河川事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更が行われた場合には、再評価の手続きが行われたものとしてこれに代えるものとする。

⑤：市長が特に必要と認める事業